



事務所だより 7 月号

西田成希税理士事務所

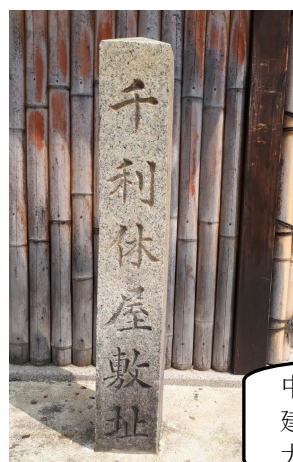
盛夏の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

6月号でお伝えした6月6日のソフトテニス部の同期会、案の定、最終電車となりました(>_<)。19時から24時までよく食べ、よく飲みました！盛り上がりすぎて7月半ばの団体戦に出場する羽目になってしまいました(言い出しっぺは誰だ？西田ではないです(^;))。高校を卒業してから30年ラケットを握っていない人もいます。果たして無事に1日終われるのでしょうか…。

6月は堺市役所に行く用事がありました。自宅から堺市役所まで1時間ちょっと、案外近いですね。いつもは『行って帰るだけ』で、観光などしないのですが、今回は少し時間もあったので、堺を散策しました。ご存じの通り、堺では「百舌鳥・古市古墳群」を世界遺産に登録するように勧告がありました。6月30日から7月10日まで行われるユネスコ世界遺産委員会で世界遺産に登録されるのが確実です。堺市役所のロビーでも大きく宣伝されていて盛り上がっていました。ただ、今回は、古墳群は市役所最上階の展望フロアから景色を眺めて終わりです(とても暑い日だったので



(^;))。展望フロアは、360度景色が楽しめます。形と大きさがよくわかって、上から眺めるだけでも面白かったです。古墳散策は次回(?)として、千利休屋敷址と与謝野晶子生家跡を訪ねました。と言っても写真の通り、『何がある』というわけではありません。それでも堺の歴史を感じることができたように思います。今度は、もっとゆっくり行ってみます(^)/。では、事務所だより7月号をお送りします。やっとな梅雨入りしました。今度は鬱陶しい日が続きそうです。



中には井戸と石碑があります。建物は残っていません。敷地は大体50坪くらいでしょうか。



昔は、この道の反対側までが家だったそうです。



☆ お知らせ (2019年7月の税務)

期 限	項 目
7月10日	6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付(年2回納付の特例適用者は1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付)
7月16日	所得税の予定納税額の減額申請
7月31日	所得税の予定納税額の納付(第1期分)
	5月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	11月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
	消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(3月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>
	固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付

☆ 三種の神器は非課税

このほど行われた皇位継承では、皇位の証しとされる八咫鏡(やたのかがみ)、草薙剣(くさなぎのつるぎ)、八咫瓊勾玉(やさかにのまがたま)の「三種の神器」も新天皇に受け継がれました。1989年の天皇即位時は、これらは「相続」されましたが、今回は生前退位のため「生前贈与」となりました。相続のときは、相続税法に非課税の規定があり、税金の心配は不要でした。ところが、贈与については、「三種の神器」の非課税の規定がないのです。では、贈与税が課税される?!

そのため、相続と違って非課税とされていない「贈与」の取り扱いについて、急きょ生前贈

与も非課税とする措置が取られました。

三種の神器は、天皇の私的財産と位置付けられています。一方で、皇室経済法で定められた「皇位とともに伝わるべき由緒ある物」ともされていて、相続税は課税対象外になっています。しかし、退位による生前贈与はこれまで想定されていなかったため、通常であれば課税対象となっていました。

しかし、新たに皇室典範特例法の規定を設け、今回の皇位継承に限り特別扱いして贈与税を非課税とする措置がとられました。これにより、神話の世界の天照大神（あまてらすおおみかみ）にまつわるとしている三種の神器には贈与税が課されないことになりました。

ただ今回の措置はあくまでも一回限りの特例です。日本全体にとって問題となっている少子高齢化は皇室といえども避けられず、女性天皇や女系天皇の議論同様、生前退位やそれに伴う税処理についての恒久的な議論も将来的には求められそうです。

宮内庁は現在、相続税の対象外となる「由緒ある物」に約 600 件を指定しています。三種の神器以外に、宮中祭祀が行われる宮中三殿といった不動産や歴代天皇の直筆の書などの動産が含まれています。

☆ 消費税増税に伴うキャッシュレス決済

政府は、2019 年 10 月 1 日の消費税増税に伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の一定期間に限って、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元・割引を支援としています。

これにより、事業者・消費者双方におけるキャッシュレス化を推進し、2025 年までに民間最終支出に占めるキャッシュレス決済比率 40%の実現を図るとしています。

キャッシュレス・消費者還元事業は、2019 年 10 月 1 日の消費税率引上げ後、2020 年 6 月末までの 9 ヶ月間について、消費者がキャッシュレス決済手段を用いて中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店等で支払いを行った場合、個別店舗については 5%、大手チェーンやガソリンスタンド、外食、コンビニエンスストアなどのフランチャイズチェーン加盟店等については 2%を消費者に還元するとしています。

多くの中小・小規模事業者を対象としますが、社会通念上不適切と考えられる者（風俗店等）、換金性の高い取引（商品券、プリペイドカード等）、別途の需要平準化対策が講じられる取引（住宅、自動車）などは対象外となる予定です。

また、キャッシュレス決済の手段は、クレジットカードを始め電子マネー、QRコードなど

幅広く対象となる予定です。

事業に参加する決済事業者は、中小・小規模事業者に課す加盟店手数料を 3.25%以下にしておく必要があり、補助に当たっては、決済事業者が中小・小規模事業者に提供するキャッシュレス決済のプランを提示し、その中から、中小・小規模事業者が自らに望ましいプランを選択します。

中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を導入する際に、必要な端末等導入費用の 1/3 を決済事業者が負担することを前提に、残りの 2/3 を国が補助します。

さらに、中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を行う際に決済事業者に支払う加盟店手数料（3.25%以下）の 1/3 を期間中は補助するとしています。

今後の動向に注意が必要です。

☆ 「ながら運転」が厳罰化

道路交通法の改正法が 5 月下旬に可決・成立しました。携帯電話やスマートフォンを操作しながら運転する「ながら運転」を原因とする事故を厳罰化するもので、今年 12 月に施行されます。

現行法でも「ながら運転」は 5 万円以下の罰金の対象です。しかし適用範囲があいまいで事故の抑止につながっていないという指摘があったため、改正法では罰金を 10 万円以下に引き上げ、さらに 6 ヶ月以下の懲役刑を設けました。そして「ながら運転」で事故を起こすなど交通の危険を生じさせた場合には、1 年以下の懲役または 30 万円以下の罰金が科されることとなりました。

もし「ながら運転」によって従業員が罰金などを科され、それが業務中だったときには、会社が罰金を負担することも考えられます。業務中の交通違反の罰金は会社が払わなければならない、という規定があるわけではありませんが、例えば携帯電話の使用が業務上やむを得ず使用した、というものであったなら、従業員に過失がない限りは会社負担とすることが多いのではないのでしょうか。

上記のように、会社が従業員の罰金を負担した場合、残念ながら、会社が支払った罰金は損金（税務上の経費）にできません。交通違反の内容が業務の遂行に関連するのなら、会社が負担した交通反則金は会社自身に課せられたとも言えます。だからと言って罰金を損金として認めてしまうと、違反者に対する罰則の効果がなくなるから、というのが理由です。

西田成希税理士事務所
〒659-0053
兵庫県芦屋市松浜町 6 番 14-2 号
電話 090-7490-7396
FAX 0797-78-6488